

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

かつらぎ町は和歌山県の北東部に位置し、北部に和泉山脈、南部に紀伊山地を仰ぎ、町の中心部を東西に紀の川が流れ、町南部の花園地区を有田川が流れています。

道路網の整備により、国道480号に府県間鍋谷トンネルが開通し大阪府和泉市まで30分、京奈和自動車道が和歌山市から奈良県橿原市まで延伸されたことで、県都和歌山市まで40分の地点に位置しています。

町の人口は令和2年国勢調査によると15,967人です。

主な産業は農業ですが、年々従事者が減少し、総人口も減少が見込まれます。

令和3年経済センサス活動調査での事業所総数は781事業所となっており、産業構造は「サービス業」「卸小売業」「製造業」で事業所数、従業員数の大部分を占めています。ほとんどの町内事業者は中小事業者であり、企業の経営基盤の強化や人材の確保が課題となっています。

今後、労働生産性の高い設備を導入することで、企業としては生産性の向上や安定した生産が期待でき、労働者としては環境が整った地元企業で働くことで若い世代の移住・定住が期待できます。

(2) 目標

今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ更新することにより、事業者自身の労働生産性の向上、さらには人手不足の解消につながることを期待できます。

先端設備等導入計画を認定した事業者の認定件数を年5件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

かつらぎ町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種がかつらぎ町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する

観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、景観や環境に配慮し、全量売電を目的とせず、町内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地、その敷地内の建築物の屋根又は屋上に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

少子高齢化が進むなか、全町域において、効率的・効果的に生産性を向上させるため、かつらぎ町全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本町は、サービス業、卸小売業、製造業の企業の割合が高いが、その他の企業についても先端設備導入による効果が大きいことから対象業種・事業は、全業種・事業とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

本計画の計画期間は3年間、4年間、5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 法令や本町の条例に違反する事業は、認定の対象としない。